

報道関係者 各位

令和7年9月29日（月）

【照会先】

中央労働委員会事務局

調整第一課 個別労働関係紛争業務支援室

個別労働関係紛争業務支援室長 寺村 健作

個別労働関係紛争業務支援官 増子 剛

電話：03-5403-2181（直通）

10月は「個別労働紛争処理制度」※周知月間です ～職場のトラブル110番！初の手づくり YouTube によるPR～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報活動を1か月間、全国的に展開します。

本年度は、中央労働委員会として、初めて手づくり YouTube を作成し、労働委員会における職場のトラブル解決について幅広くPRいたします。

（注）一部取り扱いのない都道府県労働委員会があります。



【掲載 URL】 <https://www.youtube.com/watch?v=Mj6jtdulVZU>

■取り組み内容

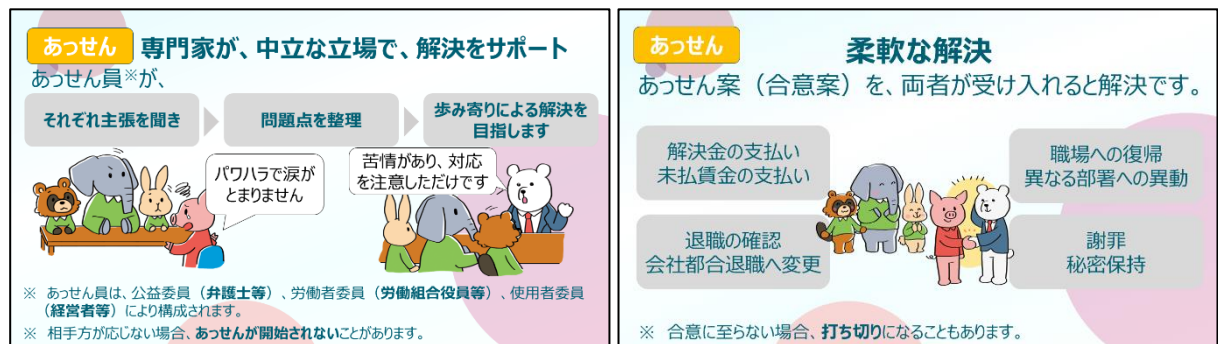
（１）都道府県労働委員会

- ・労働相談会の開催
- ・出前講座、セミナー、パネル展などのイベントの開催
- ・街頭宣伝活動の実施
- ・自治体広告の掲載、地元メディアへ出演 など

（２）中央労働委員会

- ・SNS（YouTube、公式 X（旧 Twitter）等）を通じた周知・広報
- ・労使関係団体等の協力による周知・広報
- ・労使関係セミナーの開催
- ・商業施設の協力によるポスター掲示の周知・広報

※「個別労働紛争処理制度」とは、労働者と事業主の間に発生した労働条件や職場環境等のトラブルを解決するための制度のことです。都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県の労働委員会を除く）では、労働問題の専門家である委員があっせん員（公労使三者構成）となり、解雇、パワハラ、賃金未払い等の紛争の解決を支援する「個別労働関係紛争のあっせん」等を行っています。



【添付資料】

- ・別紙 1 令和 7 年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各労働委員会別取組予定
 - ・別紙 2 「個別労働紛争処理制度」周知月間に実施する労働相談会、イベント等の一覧
 - ・別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る YouTube 情報発信イメージ
 - ・別紙 4 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー
-
- ・参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱
 - ・参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要
 - ・報道発表資料「全体版」

取組 委員会	労働相談会（※）	街頭宣伝活動（※）	出前講座、セミナー等のイベント（※）	S N Sによる情報発信	記者会見	地元メディア出演	マスコミへ広報依頼	自治体へ依頼	労使団体等へ依頼	労働委員会HP掲載	メルマガ掲載	広告掲載	その他 特記事項
北海道		○	○	○		○		○	○	○			・道内の大学に対し、新卒就職予定の学生向けにワークルールを周知する冊子を配布予定 ・各振興局（空知、胆振、渡島及び宗谷を除く(※)）において、道労委が作成した個別的労使紛争あっせん制度PR動画の放映（※は放映可能なTV及びデジタルサイネージがないため放映なし）
青森県	○			○		○	○	○	○	○	○		
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	・公労使委員による月例無料労働相談会を1回、出前無料労働相談会を県内3か所で実施し、うち1か所は、労働局、弁護士会、社会保険労務士会等と連携した合同労働相談会として開催し、これらの相談会に合わせて、あっせん制度の周知等を行う予定 ・県立図書館と連携したパンフレットや関連図書の展示を行う予定
宮城県		○	○	○			○	○	○	○			
秋田県	○	○	○	○				○	○	○			・今年度より、労働相談会を実施する。
山形県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
福島県	○		○	○			○			○			・今年度より、コラッセ福島でパネル展示を初めて実施する。また、パネル展に加えて、本県の公式キャラクターの着ぐるみを登場させるなど、イベントを開催する。 ・SNS広報について、昨年度のXに加えて、LINEや県独自の広報媒体（ふくしまポータル）での広報を実施する。 ・事務職員と労働局の総合労働相談員による現地相談会を実施する。（10月に1回、11月に3回実施予定）
茨城県	○			○			○	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・リスティング広告の実施（新規） ・「法テラス栃木」と合同で労働相談会を実施し、イトーヨーカドー宇都宮店では今年度は「栃木県社会保険労務士会」も参加 ・LRT車内での音声広告
群馬県				○			○	○	○	○			・県庁舎内のデジタルサイネージを使用したPR動画の掲載 ・6月に大学生向けの出前講座を実施
埼玉県			○	○			○	○	○	○		○	・テレビ埼玉「いまだキッ！埼玉」（いまたま）で労働委員会についての広報を行う予定 ・ラジオNACK5「朝情報★埼玉」（あさ★たま）にてあっせん制度の広報を行う。 ・埼玉県労働委員会のマスコットキャラクターの選定を予定。
千葉県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	
新潟県	○			○		○	○	○	○	○		○	・広告は求人広報紙での掲載とGoogleディスプレイ広告を掲出予定 ・県立図書館に、関連図書を展示する予定
山梨県	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	・地元J2サッカーチームのホームゲーム開催時に試合会場の大スクリーン（オーロラビジョン）にて周知
長野県		○		○		○	○	○	○	○			・県の労政事務所主催の労働教育講座で周知広報すべく調整中
静岡県				○		○	○	○	○	○	○		・地上デジタル放送(dボタン)（実施を調整中) ・デジタルサイネージの掲出(実施を調整中)
富山県	○		○	○			○	○	○	○			
石川県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	
福井県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	
岐阜県			○				○	○	○	○	○		・県民手帳に個別労働紛争処理制度の周知月間であることを記載 ・6月に大学生向け、使用者向けの出前講座を各々実施
愛知県								○	○		○		
三重県			○	○			○		○	○			
滋賀県	○			○			○	○	○	○		○	
京都府			○	○		○		○	○	○	○		・あっせん制度紹介のショート動画を新たに作成し、企業の人事・労務の担当者などへあっせん制度の周知を行う。 ・経営者向けに雇用をめぐるトラブル予防のためのポイントをHPなどで周知啓発を行う。
奈良県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	・デジタルサイネージにて、労働相談会周知静止画を放映（県内1か所）
和歌山県	○	○		○			○	○	○	○	○		
鳥取県	○			○			○	○	○	○		○	・懸垂幕及び横断幕によるPR ・周知ステッカーの配布 ・Yahoo!におけるリスティング広告・ディスプレイ広告の実施
島根県	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	・リスティング広告
岡山県				○			○	○	○	○		○	・ディスプレイ広告、リスティング広告 ・岡山県立図書館との連携展示
広島県			○	○				○	○	○	○		
山口県			○	○				○	○	○		○	・デジタルサイネージ（商業施設等）を利用した広報 ・R7年度は、新たに①地元FMラジオ放送（県政紹介コーナーの1スポットに組込、話者：ラジオパーソナリティー）、②パネル展示、③ショート動画作成・公開を予定
徳島県	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
香川県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	
愛媛県	○			○				○	○	○	○	○	・事務局職員による夜間電話相談（10月毎週水曜日 17：15～20：00） ・県庁舎ロビー等に設置されたデジタルサイネージへの画像掲示 ・県政情報発信のテレビ・ラジオ番組での情報発信（スポット枠）等
高知県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	・新たに高知県労働委員会PRキャラクターコンテストを実施（8/8受賞作品決定）し、順次広報素材をリニューアル予定 ・今年度は新キャラクターを活用したテレビCM等を作成し、放送予定
佐賀県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	・労使関係セミナー（10/29）会場にて、佐賀労働局との連携による労働相談会を開催
長崎県	○			○			○	○	○	○	○	○	
熊本県	○		○	○			○	○	○	○			
大分県	○			○			○	○	○	○		○	・労働委員会ホームページ内の「どんとこい労働相談週間（10/1～7）」のリンクを、県庁ホームページのトップページ（「注目情報」／バナーあり）に掲載する。
宮崎県	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	・県立図書館にて、パネル展を初めて開催予定
鹿児島県	○		○	○			○	○	○	○		○	・鹿児島労働局と共同で、県立図書館など4公立図書館を対象に、関連図書の選書コーナーの設置を依頼し、併せて、ポスター、チラシ、カードを設置
沖縄県			○	○			○		○	○			・出前講座は1月（または2月）、使用者向けセミナーは8月にも実施
合 計	28	11	28	40	2	13	35	39	41	41	18	23	

（※）労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については、別紙2参照。 【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く。】

令和7年度「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動等の一覧

(別紙2)

令和7年9月8日時点

労働 委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナー等のイベント		
	開催日	開催場所	実施日	実施場所	実施期間・日	イベントの具体的内容	実施場所
北海道			10月11日	札幌駅前通地下歩行空間	10月11日	北海道労働委員会、北海道社会保険労務士会札幌三支部及びジョブカフェ北海道が連携し、PR/パネル展や社会保険労務士会による無料相談会を開催。	札幌駅前通地下歩行空間
青森県	10月5日 10月7日 10月19日 10月26日	弘前市総合学習センター（弘前市） 青森県労働委員会 ユートリー（八戸市） 青森県労働委員会					
岩手県	10月5日 10月8日 10月20日 10月26日	二戸市シビックセンター（二戸市） 労働委員会（盛岡市） 労働委員会（盛岡市） アイーナ（盛岡市）	10月9日	盛岡駅前	10月1～31日 10月18日	資料・図書の展示 パワハラ・カスハラ対策	岩手県立図書館 盛岡市内企業
宮城県			10月7日	J R 仙台駅	9月16日～19日 10月1日～31日	パネル展示 パネル展示	宮城県庁舎 宮城県図書館
秋田県	10月28日	労働委員会室	10月3日	秋田駅	10月16日	出前講座	県内企業（五城目町）
山形県	10月5日 10月5日 10月19日 10月19日	置賜総合文化センター（米沢市） 酒田勤労者福祉センター（酒田市） あこや会館 最上広域交流センター「ゆめりあ」（新庄市）	9月29日 9月30日	山形駅東西自由通路 マックスバリュ新庄店	10月1～16日 9月12日～	パネル展示 パネル展示	山形県庁 県立図書館
福島県	10月1日	福島県社会福祉協議会			10月10日～ 9月29日～	パネル展 パネル展、イベント	福島県庁 コラッセふくしま
茨城県	10月15日 10月23日 10月31日	茨城県庁 茨城県庁 茨城県庁					
栃木県	10月18日 10月23日	那須塩原市図書館みるる イトーヨーカドー宇都宮店	10月18日 10月23日	那須塩原市図書館みるる イトーヨーカドー宇都宮店	10月 10月	パネル及び図書の展示 労働法関連図書の展示	県立図書館 市町図書館（一部）
群馬県							
埼玉県					10月1日	出前講座	春日部高等技術専門学校
千葉県	10月13日 10月25日	船橋フェイスビル（船橋市） 千葉県労働委員会			9月29日～10月10日	パネル展示	千葉県庁
新潟県	10月11日 10月18日	新潟県庁 長岡地域振興局（長岡市）			10月20日 10月29日	出前講座 出前講座	国際ペットワールド専門学校 長岡明德高等学校（長岡市）
山梨県	10月18日 10月19日	山梨県立図書館 富士吉田市民会館	9月24日	甲府駅南口駅前広場、甲府駅北口ペDESTリアンデッキ内	10月3日～17日	パネル展、連携展示	山梨県立図書館
長野県			10月2日 10月3日	長野駅前 松本駅前（松本市）			
静岡県							
富山県	10月17日	富山県労働委員会相談室			未定	「あっせん概要について」	富山商工会議所ビル
石川県	10月15日	石川県職業能力開発プラザ（金沢市）			未定 9月30日～10月14日 10月17日～30日	セミナー パネル展示 パネル展示	石川県庁（金沢市） 石川県庁（金沢市） 石川県立図書館（金沢市）
福井県	10月14日 10月19日 10月26日	順化公民館 商工会議所（敦賀市） ユー・アイ福井			10月1日～9日 10月10日～15日	パネル展 パネル展	敦賀市役所（敦賀市） 県立図書館
岐阜県					11月6日	高校生に向けた労働者の権利に係る講習	山県高等学校（山県市）
愛知県							
三重県					9月29日	出前講座	四日市市内
滋賀県	10月3日 10月4日 10月22日 10月24日	滋賀県庁 彦根勤労福祉会館（彦根市） 市民交流プラザ（草津市） 滋賀県庁					
京都府					10月下旬（2日間）	あっせん制度の説明	京都テルサ
奈良県	10月5日 10月9日	奈良県産業会館（大和高田市） 奈良県庁（奈良市）			10月1日～5日	パネル展示	県立図書情報館（奈良市）
和歌山県	10月26日	和歌山ミオ	10月26日	和歌山ミオ			
鳥取県	10月19日 10月19日 10月19日	県民ふれあい会館（鳥取市） エースバック未来中心（倉吉市） 国際ファミリープラザ（米子市）					
島根県	10月19日 10月26日	いわみーる（浜田市） くにびきメッセ	10月16日	J R 松江駅	10月6日 10月22日 10月3日～11月5日	出前講座 出前講座 パネル展示	県内企業（出雲市） 県内高校 島根県立図書館
岡山県					9/18(木)～10/13(月)	資料・図書の展示	岡山県立図書館
広島県					10月20日	基調講演及びパネルディスカッション	広島YMCA国際文化センター
山口県					10月14日～24日	パネル展示	山口県庁
徳島県	10月5日 10月9日 10月16日 10月26日 10月30日	阿南ひまわり会館 徳島県庁 徳島県庁 美馬市地域交流センターミライズ 徳島県庁	10月5日 10月26日	阿南ひまわり会館 美馬市地域交流センターミライズ	9月29日～10月7日	パネル展示（労働委員会の紹介・ワークルール	徳島県庁（ふれあいセンター企画展示）
香川県	10月4日、5日 10月6日 10月7日 10月8日 10月9日、10日	香川県社会福祉総合センター（高松市） 丸亀市役所 さぬき市役所 三豊合同庁舎（観音寺市） 県庁（高松市）			10月6日～10日	パネル展示	県庁
愛媛県	10月10日 10月24日	愛媛県中予地方局 愛媛県中予地方局					
高知県	10月31日	高知県庁北庁舎			9月26日～10月7日 10月9日～15日 10月9日～22日	パネル展 パネル展 パネル展	オーテピア高知図書館 高知県庁 高知市役所
佐賀県	10月30日～11月5日 10月29日	佐賀県庁南館 労働委員会室 マリタレ創世（労使関係セミナーに併設）			10月14日～16日 9月25日～10月28日	パネル展示 パネル展示	アバンセ 県立図書館
長崎県	10月19日 10月26日	長崎県県北振興局天満庁舎（佐世保市） 長崎県庁					
熊本県	10月25日	くまもと県民交流館パレア（熊本市中央区）			10月中旬～下旬 10月4日～16日	パネル展（実施予定） パネル展	くまもと県民交流館パレア（熊本市中央区） 熊本県立図書館ギャラリー展示場（熊本市中央区）
大分県	10月1日～7日 10月16日	大分県労働委員会事務局執務室 別府市役所					
宮崎県	10月11日～13日 10月20日	宮崎県庁（事務局職員対応） 宮崎県庁（労働委員会委員対応）			10月8日～19日	パネル展	宮崎県立図書館
鹿児島県	10月1日 10月19日 10月28日	県庁労働委員会 県庁労働委員会 県庁労働委員会			10月24日	出前講座	鹿児島大学
沖縄県					9月9日 10月23日	労働関係の基本的なルールと労働委員会の役割 出前講座	中部農林高校定時制 八重山商工高校定時制

※ 各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は、中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会所在地一覧」をご覧ください。

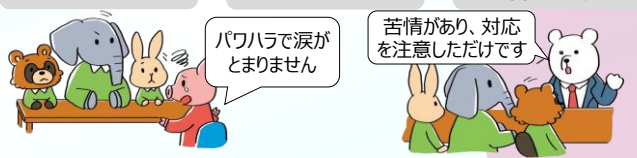
<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る YouTube 情報発信イメージ

パワハラ・解雇・賃金未払いといった職場のトラブルを、労働委員会を通じてどのように解決できるか、約1分間の動画でわかりやすく解説しています。

※ このYouTube動画は、労働委員会が行う個別労働紛争処理制度について解説するものです。
労働委員会では、労働組合と使用者の間の集団的労使紛争の解決に関する業務等も行っています。

■ 動画の内容（抜粋）

 厚生労働省 中央労働委員会 Central Labour Relations Commission JAPAN	労働委員会のできること 労働相談  あっせん  ※都道府県によっては、労働委員会ではなく異なる機関や部署（●●県労働相談センター、労働局など）が実施します。
労働相談 職場のトラブルを広く相談 パート・アルバイト、契約社員、派遣社員の方や、事業主の方も相談できます。 パワハラ セクハラ 賃金未払・引下げ 退職金 解雇・雇い止め 配置転換 労働契約の変更 有給休暇 	あっせん 専門家が、中立な立場で、解決をサポート あっせん員※が、 それぞれ主張を聞き 問題点を整理 歩み寄りによる解決を目指す  ※ あっせん員は、公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（経営者等）により構成されます。 ※ 相手方が応じない場合、あっせんが開始されないことがあります。
あっせん 柔軟な解決 あっせん案（合意案）を、両者が受け入れると解決です。 解決金の支払い 未払賃金の支払い 職場への復帰 異なる部署への異動 退職の確認 会社都合退職へ変更 謝罪 秘密保持  ※ 合意に至らない場合、打ち切りになることもあります。	電話・Webから今すぐアクセス 全国にある労働委員会の連絡先は、以下のページから。 一部の労働委員会は、Web相談も対応！（メール、teams等） YouTube動画 動画タイトルから連絡先リンクへ  中央労働委員会Webサイト https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/contact-list.html 

掲載 URL（厚生労働省 YouTube チャンネル）

<https://www.youtube.com/watch?v=Ml6jtduLVZU>

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、①労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②パネルディスカッション等、などを内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中に開催される予定のものは次のとおりです。

開催地		北海道地区	関東地区	近畿地区	中国地区	九州地区
		札幌市	東京都	奈良市	広島市	佐賀市
開催日		10月6日（月）	10月10日（金）	10月30日（木）	10月20日（月）	10月29日（水）
会場		かでる2・7	労働委員会会館	奈良商工会議所会館	広島YMCA国際文化センター	ホテルマリターレ創世
基調講演	テーマ	「過半数代表制と労働組合をめぐる課題～労働基準関係法制研究会報告書を読む～」	「労働事件の重要・最新判例～紛争の未然防止のため～」	「ジョブ型雇用と賃金制度」	「カスタマーハラースメント対策～判例の動向や法改正のポイント～」	「注目！労働法制の最新動向～解雇、雇止、退職の事例から～」
	講師	○國武 英生氏 前北海道労働委員会会長	○原 昌登氏 中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授	○濱口 桂一郎氏 独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働政策研究所長	○原 昌登氏 中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授	○中内 哲氏 中央労働委員会西日本区域地方調整委員、熊本大学大学院人文社会科学部教授
パネルディスカッション等	内容	事例紹介 「道内における労働問題に関する労使紛争事例」	パネルディスカッション		パネルディスカッション	事例紹介 「佐賀県労働委員会の取組・解決事例の紹介」
参加者予定数		150名	80名	100名	150名	100名

※ なお、11月以降も、開催予定のある地区があります。
※ 各セミナーの詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱

平成 21 年 4 月 23 日
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10 月の 1 か月間

5 実施内容

実施機関が現在 10 月に行っている事業等について、今後、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用した PR の実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等

(4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に関係する機関に対して協力要請を行う。

要請事項、要請方法等については、別に定めるものとする。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

※ 具体的内容及び現在10月以外に行っている事業等の取扱い等については、各労委の自由に委ねるものとし、強制は行わない。

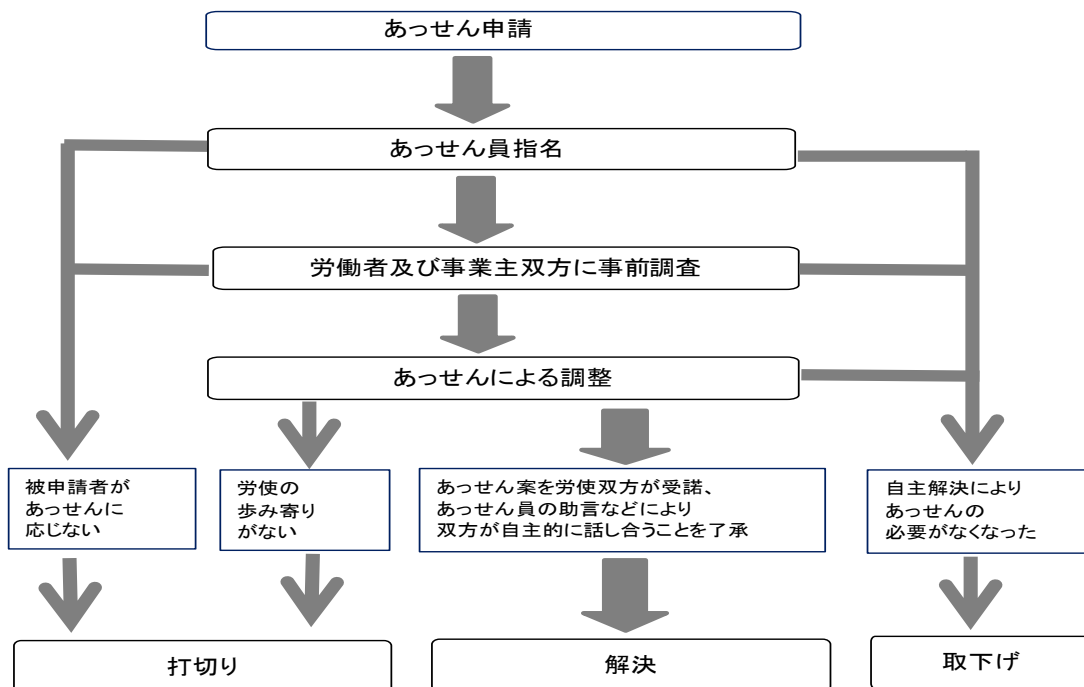
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇止め、パワハラ等のトラブルを労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く 44 道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続は、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士、教授など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 令和4年度実績で、処理に要した期間は、56.3日で、1か月以内が26.6%、2か月以内では64.5%であり、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他機関の個別労働紛争処理と比較した場合の特色

他機関で行う個別労働紛争処理と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。